

(普通財産の貸付け)

第 34 条 部局の長は、普通財産の貸付けをしようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項及び貸付けをしようとする部分の数量
- (2) 貸付けをしようとする相手方及び事由
- (3) 無償貸付け又は減額貸付けをする場合及び指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由及び根拠
- (4) 貸付期間及び条件
- (5) 貸付料及び対価の算定調書
- (6) 第 17 条第 13 号に掲げる事項
- (7) 相手方の申請書
- (8) 契約書案
- (9) 貸付契約の更新又は貸付契約の条項の変更の場合は、現在の契約条項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項第 8 号の契約書案には、当該普通財産の使用又は収益を目的とする権利の譲渡又は転貸の禁止をする旨を規定しておかなければならない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和 50 年規則 29 号・平成 9 年 49 号〕

(行政財産の貸付け及び私権の設定)

第 39 条の 2 第 34 条、第 36 条及び第 37 条の規定は法第 238 条の 4 第 2 項の規定に基づき行政財産を貸し付け、又は法第 238 条の 4 第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行政財産である土地を貸し付ける場合に、前条の規定は法第 238 条の 4 第 2 項の規定に基づき行政財産に私権を設定する場合に準用する。

追加〔昭和 50 年規則 29 号〕、一部改正〔平成 9 年規則 49 号・19 年 14 号〕